

法人登記制度に関わる要望

2014年5月

ジェトロ対日投資部

法人登記制度に関わる要望

現状

日本で子会社・外国会社(支店)の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ(投資経営ビザ)を取得する(これによって日本の住所を得る)ためには、原則、日本の子会社・外国会社(支店)の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社・外国会社(支店)を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社・外国会社(支店)の登記事項証明書が必要なため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社・外国会社(支店)の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社・外国会社(支店)を設立することができない。

※根拠法令

○外国企業の支店設立の際の代表者の日本居住要件：
会社法817条第1項(外国会社(支店)の日本における代表者)

○法人設立の際の、代表者の日本居住要件：
昭和59年9月26日付民四第4974号民事局第四課長回答

○入管法「出入国管理及び難民認定法施行規則」の別表三 等

法人登記制度に関わる要望

～諸外国では～

米国(※)・英国・フランス・ドイツ等の欧米主要国では、法人設立を行う際に、現地居住者である代表を1名以上置く必要があるといった条件はない。

※ニューヨーク州、デラウェア州、カリフォルニア州等



解決策(案)

- ①日本に住所を有さない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とする。
- ②就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書の事後提出を認める。
- ③新会社設立準備のためのビザを新設する。

	法人代表の 居住要件	概要	出所等	その他条件
シンガポール	有	取締役のうち、少なくとも1人はシンガポール居住者でなければならない(シンガポールでは、代表取締役の定義が無く、代表権は取締役会に帰属する)。	会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・会社設立時に、シンガポールに在住する法律事務所や会計事務所等を、一時的に名目的な代表(Nominee)として指名するケースも多い。 ・しかしながら、法人設立に際し、現地の会計事務所や法律事務所が名目的な代表を引き受けた場合でも、対外的な取締役としての責任は免除されない。 ・仮に依頼者との間で、責任の限定契約を締結したとしても、それは当事者間の個別の私的な契約であり、会社法上の責任を限定するものではない。 ・にも関わらず、シンガポールでNominee契約が日本より多く見られるのは、市場ニーズに合わせたNomineeビジネスが盛んであることが考えられる。 ・なお、取締役の変更は、解任の場合は株主総会の普通決議にて、辞任の場合は辞任書の提出にて行う。なお、株主総会は書面決議でも可。
米国	ニューヨーク州	無	会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・同国内に、"Registered Agent"という、行政機関からの書類などを受け取れる住所、あるいは代理人・会社が必要 (法的措置を行う際の裁判管轄権を得るためであり、会社運営の責任・権限は無い)。 ・「連邦政府の管理下にある銀行の取締役は、米国市民で米国に居住していなければならない」等の条件がある業界・業態もある。 ・構成員課税(passthrough taxation)が可能な小規模法人(S-Corporation)等は、「株主に非居住者外国人がいないこと」等の条件がある。
	デラウェア州	無	会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・同州内に、"Registered Agent"という、行政機関からの書類などを受け取れる住所、あるいは代理人・会社が必要 (法的措置を行う際の裁判管轄権を得るためであり、会社運営の権限・責任は無い)。 ・「連邦政府の管理下にある銀行の取締役は米国市民で米国在住でなければならない」等、一定の制限がある業界・業態もある。 ・また、構成員課税(passthrough taxation)が可能な小規模法人(S-Corporation)等は、「株主に非居住者外国人がいないこと」等の条件がある形態がある。

	法人代表の 居住要件	概要	出所等	その他条件
英国	無	A private company must have at least one director. A public company must have at least two directors. Officers may be resident outside the U.K.	Companies House (日本の法務局に該当)	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記にあたり、書類送達用の住所情報を当局に提供する必要があるが、送達先として、英国に居住している人物を指名する必要はなく、海外の住所でも可能。 送達先として、英国内に居住する弁護士などを、送達代理人として指名することも可能。ただし、当該送達代理人はあくまでも訴状の受取人に過ぎず、訴訟に関する責任は一切負わない。
ドイツ	無	<p>1. ドイツで最も一般的な会社形態である有限会社(gmbH)において、取締役(Geschäftsführer, Managing Director)はドイツへの居住要件はない。</p> <p>2. EU非加盟国出身の経営者が自営業者として現地で会社を経営していく場合は、自営業のための滞在許可が必要。</p> <p>外国企業の経営者は、以下の条件のうち1つでも満たしている場合は「自営業者」となれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人会社(フリーランサー含む)である。 人的会社(パートナーシップ会社)の出資者である。 有限会社の多数派出資者であり、主にドイツに滞在している。 出資者(社員)であり、かつ取締役である。 取締役であるか、代表権あるいは包括的代理権を有し、自ら経営上のリスクを負う。 	有限会社法	<ul style="list-style-type: none"> ただし、ドイツに居住していない代表者は、いつでも当地に赴き義務を果たすことが可能なことが条件の一つである。 訴状等の送達は、会社(会社の国内の住所)宛てに行われる(*)。送達を受けた会社から、その代表者への訴状等の受け渡しが想定されているが、代表者への送達が不可能な場合、使用人等への受け渡し、郵便箱への投入による「正規の通達に代わる送達」も可能。 *訴状等は、代表者個人や代理人等への送達も可能だが、訴訟の相手はあくまでも会社である。
フランス	無	外国にいる外国人がフランスで設立された企業の代表者となるためには、管轄の県庁に届ける義務があると商法に定められているが、フランスへの居住要件はない	商法	<ul style="list-style-type: none"> フランスでは、代表者ではなく会社自体に責任が訴求される。訴訟等の相手は、個人(代表者)ではなく、会社(法人)が対象であり、訴状等は法人の登記住所に送付するのが原則である。 商事契約においては、民事契約とは異なり、当事者間の自由が大幅に認められており、多くの場合、紛争解決法も契約に規定されるのが一般的。それらの規定が一切ない場合、商事訴訟の提訴には、まずHuissier(執行官)を通して相手(法人)に assignation(召喚状)を送付して、同時にこれを裁判所に送付することで手続きが開始する。